

登米市住まいサポート事業補助金

交付申請の手引き



平成 29 年 4 月
宮城県登米市

《 目 次 》

1. 登米市住まいサポート事業補助金の目的	1
2. 住宅取得補助金について	
(1) 補助対象者	1
(2) 補助対象経費等	2
(3) 加算額	2
(4) 補助金の返還	3
(5) 申請の方法	3
(6) 補助金の交付決定及び通知	3
(7) 申請等手続きフロー	4
3. 住宅家賃補助金について	
(1) 補助対象者	5
(2) 補助対象経費等	6
(3) 補助金の返還	6
(4) 申請の時期	6
(5) 申請の方法	6
(6) 補助金の交付決定及び通知	7
(7) 申請等手続きフロー	7
4. 登米市住まいサポート事業補助金Q & A	8～12
5. 登米市住まいサポート事業補助金申請書等様式	13～21
6. 登米市住まいサポート事業補助金交付要綱	22～26

1. 補助金の目的

登米市住まいサポート事業補助金とは、登米市内に新たに住宅を取得した方及び登米市へ移住し、民間住宅を賃借した方に補助金を交付する制度です。

この制度は、住宅取得による定住や移住者の生活を支援することにより、移住・定住人口を創出し、市の持続的な発展を図ることを目的としています。

2. 住宅取得補助金について

本市に移住・定住するために住宅を新築又は購入（中古住宅を含む）した方に対し交付する補助金です。予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認の連絡をお願いいたします。



(1) 補助対象者

- ①登米市内に住宅を新築または購入により取得し入居した方で、取得から1年以内に申請する方
- ②新築または購入した住宅に引き続き5年以上生活の本拠として居住する意思がある方
- ③市税等の滞納がない方及び暴力団員でない者（同一の世帯に属する者を含む）

【取得とは】 住宅を建築した場合は登記事項証明書へ登録した日（表題部「原因及びその日付」に記載された「新築の日付」）、住宅を購入した場合は売買契約を締結した日をいう。

【補助対象者チェック表】

平成28年4月1日以降に住宅を新築又は購入により取得した。 共有の場合は自分の持ち分が1/2以上ある。 現に居住している市内の住宅を取り壊し、又はその住宅から全ての居住者が転居し、住宅を建設又は購入していない。	NO →	補助の対象にはなれません。
YES ↓		
住宅取得費用総額(土地代を除く)が 新築の場合：【転入者】500万円以上【転入者以外】300万円以上 中古の場合：【転入者】300万円以上【転入者以外】200万円以上	NO →	
YES ↓		
住宅の取得から1年が経過していない。	NO →	
YES ↓		
取得した住宅に居住しており、今後5年以上居住する意志がある。	NO →	
YES ↓		
世帯員の中に、税を滞納している者がいない。	NO →	
YES ↓		
補助対象者です。期限内に申請してください。		



(2) 補助対象経費等

補助金の交付の対象となる経費は、住宅の建築や購入の経費としますが、土地購入の経費は除きます。

・住宅を新築又は購入したとき

①転入者の場合

住宅本体の取得経費総額(500万円以上を対象)の10分の1とし、80万円を限度額とした補助金を交付

②転入者以外の場合

住宅本体の取得経費総額(300万円以上を対象)の10分の1とし、30万円を限度額とした補助金を交付

・中古住宅を購入したとき

①転入者の場合

住宅本体の取得経費総額(300万円以上を対象)の10分の1とし、60万円を限度額とした補助金を交付

②転入者以外の場合

住宅本体の取得経費総額(200万円以上を対象)の10分の1とし、20万円を限度額とした補助金を交付

※1,000円未満の端数は切り捨てます。

【新築住宅とは】

新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。)

【中古住宅とは】

建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことがあるもの

【転入者】 下記の条件を全て満たす方

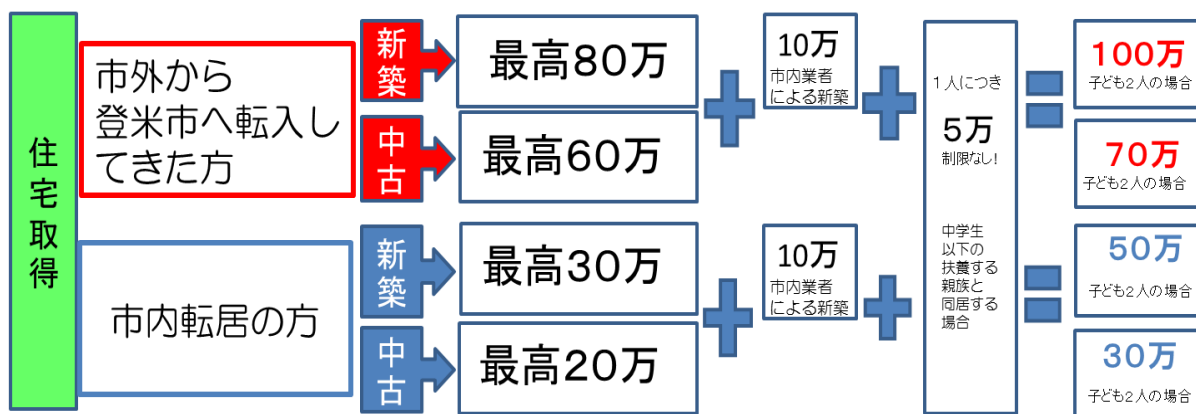
- ①登米市への転入前に過去1年間以上登米市以外の市区町村に住所を有していた方
- ②平成28年1月1日以後に登米市に転入し、登米市民となり2年以内の方



(3) 加算額

以下のいずれかの条件を満たす方には補助金を加算します。

- ・市内工務店(市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主)などの業者による新築住宅取得で10万円を加算
- ・中学生以下の同居扶養親族(交付申請時)1人につき5万円を加算(制限なし)



(4) 補助金の返還

下記の場合は補助金を全額返還いただきます。

- ・提出した書類に偽りその他不正があった場合
- ・住宅取得日から5年以内に補助対象の住宅に居住しなくなった場合
- ・補助対象の住宅を他人に売却、譲渡、若しくは貸与した場合



(5) 申請の方法

住宅を取得してから1年以内に申請してください。

補助金の交付を希望される方は、次の書類を提出してください。

- ①登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）交付申請書《様式第1号》
- ②住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- ③世帯全員の戸籍の附表（転入者の場合のみ ※本籍地でしか発行されません）
- ④住宅の登記事項証明書（新築の場合 ※原本提出）
- ⑤土地売買契約書の写し（借地の場合は土地賃貸契約書の写し）
- ⑥住宅工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ⑦住宅の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し）及び位置図
- ⑧世帯全員の市税の納税証明（未納の税額がないことの証明）
- ⑨誓約書《様式第4号》
- ⑩住宅の全景写真（1枚）
- ⑪その他市長が必要と認める書類



(6) 補助金の交付決定及び通知

市は、申請書類を審査し、必要な調査を行って、交付を決定します。交付決定後、補助の対象者に登米市住まいサポート事業補助金交付決定通知書で通知します。



(7) 申請等手続きフロー

市役所 (住まいサポート事業担当)	申請者 (住宅取得者)
	①住宅の取得（建設・購入） ②平成28年4月1日以降 登記等 ③入居（住所を移すこと）
【受付・審査】 ↓	【補助金交付申請】 取得から1年以内
【補助金等交付決定通知書】	【受領】 ↓
【受付】 ↓	【補助金交付請求書】
【補助金の交付】	【受領】 取得した住宅へ5年以上の定住



3. 住宅家賃補助金について

本市にご夫婦で転入し、民間住宅を賃借した方に対し交付する補助金です。

予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認の連絡をお願いいたします。



(1) 補助対象者

- ①平成28年1月1日以降に民間住宅を賃借した転入者で、いずれか一人が40歳未満（転入日時点、平成28年1月1日から平成29年3月31日までに転入した方は平成28年4月1日時点）の夫婦
- ②市税等の滞納がない者（前住所地含む）及び暴力団員でない者（同一の世帯に属する者を含む）

【転入者】 下記の条件を満たす方

- ①登米市への転入前に過去1年間以上登米市以外の市区町村に住所を有していた方
- ②平成28年1月1日以後に登米市に転入し、登米市民となり2年以内の方

【補助対象者チェック表】

平成28年1月1日以降に夫婦で登米市へ転入した。	NO	補助の対象にはなりません。
YES ↓		
転入前1年間以上登米市以外の市区町村に住所を有していた。	NO	
YES ↓		
転入してから2年以内である。	NO	
YES ↓		
平成28年1月1日以降に賃貸契約をして入居している。	NO	
YES ↓		
転入日時点（平成28年1月1日から平成29年3月31日までに転入した方は平成28年4月1日時点）で、夫婦のいずれか一人が40歳未満である。	NO	
YES ↓		
市営住宅、定住促進住宅その他公的賃貸住宅並びに勤務事業所の官舎、社宅及び社員寮に入居していない。	NO	
YES ↓		
世帯員の中に、税を滞納している者がいない。	NO	
YES ↓		
補助対象者です。期限内に申請してください。		



(2) 補助対象経費等

補助金の交付の対象となる経費は、民間住宅賃貸にかかる家賃から、勤務先より支給される住宅手当相当額を除いたものとなります。

- ・民間住宅を賃借したとき、住宅手当相当額を控除した家賃月額 $\frac{2}{1}$ の月額1万5,000円を限度として、2年間補助します。

※当事業が終了する場合は、2年間を待たずに補助を終了します。

※1,000円未満の端数は切り捨てます。

【補助金額算出例】 ・家賃：月58,000円 住宅手当：月25,000円の場合

家賃58,000円 - 住宅手当25,000円 = 実質家賃負担額33,000円となります。

実質家賃負担額33,000円の $\frac{2}{1}$ は16,500円となりますが、月額15,000円が上限となりますので、この場合15,000円の補助となります。



(3) 補助金の返還

下記の場合は補助金を全額返還いただきます。

- ・提出した書類に偽りその他不正があった場合



(4) 申請の時期

4月から9月までを前期、10月から3月までを後期とし、6か月間（途中で退去している場合は家賃を支払った月まで）の家賃支払実績に基づいて補助金を交付します。

- ・前期（4月から9月分）については、10月に申請を受付けます。
- ・後期（10月から3月分）については、3月に申請を受付けます。



(5) 申請の方法

補助金を希望される方は、次の書類を提出してください。

- ①登米市住まいサポート事業補助金（住宅家賃補助金）交付申請書《様式第2号》
- ②住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- ③世帯全員の戸籍の附表（本籍地でしか発行されません）
- ④住宅賃貸契約書の写し
- ⑤家賃を支払ったことを証明する書類（領収書、通帳の写し等）
- ⑥借家の位置図
- ⑦世帯全員の市税の納税証明（未納の税額がないことの証明）
- ⑧誓約書《様式第4号》
- ⑨住宅手当支給証明書《様式第5号》
- ⑩借家の全景写真（1枚）



(6) 補助金の交付決定及び通知

市は、申請書類を審査し、必要な調査を行って、交付を決定します。交付決定後、補助の対象者に登米市住まいサポート事業補助金交付決定通知書で通知します。



(7) 申請等手続きフロー

市役所 (住まいサポート事業担当)	申請者 (家賃補助者)
	① 1年以上登米市外に居住 ② 平成28年1月1日以降 夫婦で転入 民間住宅の賃貸契約 ③ 転入日時点でいずれか一人が40 歳未満の夫婦
【受付・審査】 ↓	前期(4～9月分)：10月末まで 後期(10～3月分)：3月末日まで 【補助金交付申請】
【補助金等交付決定通知書】	【受領】 ↓
【受付】 ↓	【補助金交付請求書】
【補助金の交付】	【受領】

4. 登米市住まいサポート事業補助金

Q & A

1. 住宅取得補助金

《補助金の概要について》

Q 1	取得経費とは？
A 1	住宅本体の取得経費建築(新築：工事請負契約金額又は購入契約金額、中古：購入契約金額)です。 土地取得経費は対象外となります。
Q 2	対象となる期間はいつからですか。
A 2	住宅取得補助金については、平成28年4月1日以降に住宅を取得してから1年間が申請期間となります。
Q 3	中古住宅を100万円で取得しましたが、補助金は支給されますか？
A 3	新築については取得経費300万未満、中古購入については取得経費200万未満のときは対象となりません。
Q 4	住宅と併せて土地も取得しましたが、対象となりますか？
A 4	土地の取得は対象となりません。
Q 5	建売等の住宅の取り扱いはどのようになりますか？
A 5	建設後1年を経過しておらず、人の居住に供していない住宅で、契約書等により、売買契約の日が平成28年4月1日以降であることを確認でき、契約日以降に住宅の保存登記を行った場合は新築住宅として扱います。住宅販売業者等が既に登記を行っている場合は中古住宅として扱います。
Q 6	補助金について、受付される件数に制限はありますか？
A 6	補助金は予算の範囲内において交付するものであり、件数に制限があります。 予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認の連絡をお願いいたします。

《対象となる住宅について》

Q 7	増改築（リフォーム）は対象となりますか？
A 7	対象となりません。
Q 8	市内の持ち家に住んでいます。建替えや別の土地に家を建てた場合は対象になりますか？
A 8	市内での家の建替え及び住み替えは、対象となりません。

Q 9	同一敷地内に子どもが市外から転入し、家を新築（親世帯とは別棟）することになりました。このような場合は対象になりますか？
A 9	要件を満たしていれば対象になります。
Q 1 0	他の市区町村に居住する親が自分の名義で市内に住宅を取得して子どもに提供した場合は対象になりますか？
A 1 0	登米市に住民票を異動することが要件であることから、親が市内へ住所を移すか、子どもの名義で住宅を取得しないと対象にはなりません。
Q 1 1	現在、市内に住んでいます。今回新しく家を建て替えて二世帯住宅にし、市外の親と一緒に同居する場合は対象になりますか？
A 1 1	親が市外から転入されることで市の人口増加につながりますが、補助金の対象となる申請者（住宅の取得者）は子どもさんであり、この場合は持ち家の建て替えとなるため、対象になりません。
Q 1 2	店舗、アパート等は対象となりますか？
A 1 2	店舗やアパートのみを建築した場合は対象となりません。ただし、店舗兼用住宅やアパートの一室を居宅とする場合は対象となります。
Q 1 3	別荘は対象となりますか？
A 1 3	転入による居住とならないため、対象となりません。
Q 1 4	住宅ローンを組んで購入したため、銀行の抵当権が設定されています。対象になりますか？
A 1 4	対象になります。
Q 1 5	住宅を取得しましたが、住むのは1年後を予定しています。対象になりますか？
A 1 5	住宅を取得し、入居したことが交付要件となりますので、対象となりません。

《要件について》

Q 1 6	市外から転入し、現在市内のアパートに住んでいます。新しく家を購入し、転居した場合は転入者の対象になりますか？
A 1 6	登米市に平成28年1月1日以降に転入し、転入される前に1年以上市外で居住されており、平成28年4月1日以降に住宅を取得された場合は対象になります。
Q 1 7	市内在住の親が自分の名義で住宅を新築し、市外に住む子どもが登米市に転入した場合は転入者の対象になりますか？

A 1 7	対象者は、転入者かつ住宅の取得者であるため、対象となりません。
Q 1 8	転入した日はいつになりますか？
A 1 8	転入の届出等による住民票の異動日（登米市の住民票の「住民となった日」）とします。
Q 1 9	現在妊娠中ですが、義務教育終了前の世帯員の加算は受けられますか？
A 1 9	申請日に義務教育終了前の世帯員がいる場合に加算の対象となります。住宅取得の日から1年間の申請期間がありますので、出産後に申請いただければ加算の対象となります。ただし、この補助金は予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認をお願いいたします。 逆に、住宅取得の日には義務教育期間中であっても、卒業等により申請時に義務教育を終了している場合は加算の対象となりません。
Q 2 0	市内業者による新築の判断は？
A 2 0	市内事業者・市外事業者について、住宅取得に係る契約相手方が市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主の場合を市内事業者としています。

《交付申請について》

Q 2 1	いつ申請するのですか？
A 2 1	住宅取得から1年以内に申請してください。1年を過ぎた場合は申請資格が失われます。
Q 2 2	住宅を新築する前に申請はできますか？
A 2 2	住宅の取得が要件になりますので、住宅を取得した後に申請してください。なお、事前相談において、補助金交付額の試算は可能です。
Q 2 3	共有名義の住宅の場合は誰が申請者となるのですか？
A 2 3	基本的には持分が最も大きい方を申請者としてください。持分が同じ場合は共有者で代表を定め、申請してください。持分によって按分することはありません。
Q 2 4	補助金は申請後どのくらいで支給されますか？
A 2 4	申請後、市で書類審査等を行い、約1～2週間後に交付（不交付）決定通知を申請者宛てに送付します。その後交付請求書を提出いただき、請求書を受理した後、約3週間後に補助金を指定の口座へ振り込みます。
Q 2 5	申請書に添付する納税証明書について、これまでは市民税しか課税されていませんが、市民税の納税証明書でも問題ありませんか？
A 2 5	対象者の要件として「世帯員全員に市税等の滞納がない」こととしています。

	市民税の納税証明書では他の税目の状況が把握できませんので、市税等の滞納がないことを証する証明書（納税証明書又は完納証明書等）を世帯全員分添付してください。課税がない場合は、非課税証明書を添付してください。高校生以下については提出不要です。
--	---

《交付後について》

Q 2 6	補助金の交付を受けた後、都合により市外へ転出することになりました。このような場合はどのようになるのでしょうか？
A 2 6	この補助金は定住による人口の増加を目的としています。この場合は目的と異なることとなりますので、既に交付を受けた補助金を返還していただくことになります。 単身赴任、転勤や修学等で世帯構成員の一部の方のみが転出する場合は返還の必要はありません。また、災害に罹災した等やむを得ない事由がある場合は返還が免除になることがあります。
Q 2 7	補助金の交付を受けた後、所有者を夫から妻に変更しましたが、補助金を返還する必要はありますか？
A 2 7	世帯構成員以外の第三者に所有権を移転する場合を対象としていますので、この場合は返還の必要はありません。
Q 2 8	補助金は収入（所得）として確定申告をする必要はありますか？
A 2 8	住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の計算の際には「住宅の取得等の対価の額」から補助金の額を控除する必要があります。詳しくは税務署へご確認ください。

2. 住宅家賃補助金

Q 1	年齢要件は、いつ時点で判断するのですか？
A 1	転入日時点（平成28年1月1日から平成29年3月31日までに転入した者にとっては、平成28年4月1日時点）の年齢で判断します。その時点で夫婦のいずれかが40歳未満であれば申請することができます。
Q 2	籍は入れていませんが、内縁の関係にあります。対象になりますか？
A 2	入籍しており、配偶者がいることが要件となりますので、対象になりません。
Q 3	親が借主（契約者）ですが、夫婦で家賃を支払っています。この場合でも、対象となりますか？
A 3	夫婦のどちらかが借主（契約者）でないと、対象になりません。
Q 4	親と共有名義で賃貸契約を締結しています。この場合は対象になりますか？

A 4	夫婦のどちらかが借主（契約者）でないと、対象になりません。
Q 5	対象となる住宅は？
A 5	補助対象：民間賃貸住宅 補助対象外：県営や市営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅等
Q 6	家賃には共益費、駐車場代も含めていいですか？
A 6	共益費、管理費、駐車場代等は対象となりません。
Q 7	夫婦ともに働いていますが、住宅手当はもらっていません。住宅手当証明に関する書類は必要ですか？
A 7	住宅手当の有無及び手当額証明のため契約している方の提出は必要です。
Q 8	対象となる24か月中に、市内の別の賃貸住宅に転居することを考えています。転居した場合、補助金はもらえなくなるのでしょうか？
A 8	転居後も市内の他の賃貸住宅に引き続き居住される場合は、継続して助成を受けることができます。なお、継続して助成を受ける場合であっても、助成の期間は合計24か月間となります。
Q 9	申請の時期はいつになりますか？
A 9	前期分を4月分から9月分とし、当該年度の10月から受け付けます。 後期分を10月から翌年3月分とし、翌年の3月から受け付けます。 6か月間（途中で退去している場合は家賃を支払った月まで）の家賃支払実績に基づいて補助金を交付します。
Q 10	補助金は収入（所得）として確定申告をする必要はありますか？
A 10	住宅家賃補助金は、原則として課税対象です。所得税の確定申告または市県民税の申告が必要になる場合があります。詳しくは税務署へご確認ください。
Q 11	家賃補助について、現在補助金をもらっていますが、新たに家を建てることになりました。この場合、いつまで補助金は交付されるのでしょうか？
A 11	住宅取得日の前月分までの交付となります。
Q 12	所得金額は交付要件となりますか？
A 12	なりません。

5. 申請書等様式

- ・ 様式第1号

登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）交付申請書

- ・ 様式第2号

登米市住まいサポート事業補助金（住宅家賃補助金）交付申請書

- ・ 様式第4号

誓約書

- ・ 様式第5号

住宅手当支給証明書

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所

氏 名

㊟

連絡先

登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）交付申請書

登米市住まいサポート事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり住宅取得補助金の交付を申請します。なお、補助金の審査に際し、担当職員が市税等の納付状況を確認することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助金の内訳

基本額	<input type="checkbox"/> 新築住宅取得(転入者)	円
	<input type="checkbox"/> 新築住宅取得(転入者以外)	円
	<input type="checkbox"/> 中古住宅取得(転入者)	円
	<input type="checkbox"/> 中古住宅取得(転入者以外)	円
加算額	<input type="checkbox"/> 市内業者利用加算	円
	<input type="checkbox"/> 扶養者加算 人	円
計		円

※該当するものに☑を記載すること。

3 住宅等取得年月日等

新築住宅	住宅取得年月日	年 月 日
中古住宅	住宅取得年月日	年 月 日
市内業者（請負者）	氏名（法人の場合は法人及び代表者名）	
	住所又は所在地	
	電話番号	
転入年月日	年 月 日	

年 月 日

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所

氏 名

㊟

連絡先

登米市住まいサポート事業補助金（住宅家賃補助金）交付申請書

登米市住まいサポート事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり住宅家賃補助金の交付を申請します。なお、補助金審査に際し、担当職員が市税等の納付状況を確認することを承諾します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円 年度（前期・後期）
 補助期間 年 月 ～ 年 月（24か月）
- 2 補助金の申請者等

続柄	氏名	生年月日・年齢	勤務先・連絡先
申請者		年 月 日 (歳)	
配偶者		年 月 日 (歳)	
転入日	年 月 日		
入居日	年 月 日	住宅手当等家賃補助	有・無
家賃月額	月額 円	家賃の滞納	有・無

※申請者は、夫婦のうち賃貸借契約の契約者とし、家賃には駐車場使用料、共益費及び管理費等を含まないこと

- 3 補助金の内訳

	①家賃	②住宅手当相当額	③補助率	交付額 (①-②) × ③
年 月分	円	円	2分の1	円
年 月分	円	円	2分の1	円
年 月分	円	円	2分の1	円
年 月分	円	円	2分の1	円
年 月分	円	円	2分の1	円
年 月分	円	円	2分の1	円
計				円

年 月 日

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所

氏 名

連絡先

㊟

誓 約 書

登米市住まいサポート事業補助金の交付に当たり、登米市補助金等交付規則及び登米市住まいサポート事業補助金交付要綱の規定を遵守することを誓約します。

また、登米市住まいサポート事業補助金交付要綱第7条の規定に該当することとなったときは、市長が指定する金額を返還します。

住宅手当支給証明書

年 月 日

（あて先）登米市長

（給与等の支払者）

所在地

名称

氏名

⑨

担当部課名

電話番号

下記の者について、年 月から 年 月までの住宅手当等支給状況を次のとおり証明 します。

記

1 対象者

住 所 _____

氏 名 _____

2 住宅手当支給状況

（1）又は（2）のいずれかに○印をつけてください。（2）の場合は支給金額もご記入ください。

（1）住宅手当の制度自体がない 又は 住宅手当支給制度はあるが対象者に支給していない

（2）支給している 又は 支給していた

年	支給金額	年	支給金額
月分	円	月分	円
月分	円	月分	円
月分	円	月分	円

（注意事項）

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給する全ての手当等の月額です。
- 2 法人の場合は社印又は所属長印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 3 申請者は住宅手当支給の有無にかかわらずこの証明書を提出してください。申請者以外の人であっても当該賃貸住宅に対して住宅手当が支給されている場合は、この証明書が必要です。

【記入例】

様式第1号（第5条関係）

平成29年 5月20日

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所 登米市迫町佐沼字中江2-6-1

氏 名 登 米 太 郎 ㊟

連絡先 0220-23-7331

登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）交付申請書

登米市住まいサポート事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり住宅取得補助金の交付を申請します。なお、補助金審査に際し、担当職員が市税等の納付状況を確認することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額 金 1,000,000円

2 補助金の内訳

基本額	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅取得(転入者)	800,000円
	<input type="checkbox"/> 新築住宅取得(転入者以外)	円
	<input type="checkbox"/> 中古住宅取得(転入者)	円
	<input type="checkbox"/> 中古住宅取得(転入者以外)	円
加算額	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者利用加算	100,000円
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養者加算 2人	100,000円
計		1000,000円

※該当するものにを記載すること。

3 住宅等取得年月日等

新築住宅	住宅取得年月日	平成29年 5月 1日
中古住宅	住宅取得年月日	年 月 日
※加算の場合のみ 市内業者（請負者）	氏名（法人の場合は法人及び代表者名） 有限会社 ○○工務店 代表取締役 ○○ ○○	
	住所又は所在地 登米市○○町○○○○	
	電話番号 ○○○○-○○-○○○○	
※転入者のみ 転入年月日		平成29年 5月 5日

平成29年10月12日

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所 登米市迫町佐沼字中江2-6-1

氏 名 登 米 太 郎 ㊞

連絡先 0220-23-7331

登米市住まいサポート事業補助金（住宅家賃補助金）交付申請書

登米市住まいサポート事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり住宅家賃補助金の交付を申請します。なお、補助金審査に際し、担当職員が市税等の納付状況を確認することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額 金 90,000円 平成29年度（前期・後期）

補助期間 平成29年4月～平成31年3月（24か月）

2 補助金の申請者等

続柄	氏名	生年月日・年齢	勤務先・連絡先
申請者	登米 太郎	昭和51年4月7日 (40歳)	〇〇会社 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
配偶者	登米 花子	昭和54年1月23日 (38歳)	無職
転入日	年 月 日		
入居日	平成29年3月28日	住宅手当等家賃補助	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
家賃月額	月額60,000円	家賃の滞納	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

※申請者は、夫婦のうち賃貸借契約の契約者とし、家賃には駐車場使用料、共益費及び管理費等を含まないこと

3 補助金の内訳

	①家賃	②住宅手当相当額	③補助率	交付額 (①-②) × ③
平成28年4月分	60,000円	25,000円	2分の1	15,000円
平成28年5月分	60,000円	25,000円	2分の1	15,000円
平成28年6月分	60,000円	25,000円	2分の1	15,000円
平成28年7月分	60,000円	25,000円	2分の1	15,000円
平成28年8月分	60,000円	25,000円	2分の1	15,000円
平成28年9月分	60,000円	25,000円	2分の1	15,000円
計				90,000円

平成29年10月12日

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所 登米市迫町佐沼字中江2-6-1

氏 名 登 米 太 郎 ㊟

連絡先 0220-22-2173

誓 約 書

登米市住まいサポート事業補助金の交付に当たり、登米市補助金等交付規則及び登米市住まいサポート事業補助金交付要綱の規定を遵守することを誓約します。

また、登米市住まいサポート事業補助金交付要綱第7条の規定に該当することとなったときは、市長が指定する金額を返還します。

住宅手当支給証明書

平成29年10月8日

（あて先）登米市長

（給与等の支払者）

所在地 ○○県○○（市区町村）○○○○

名称 ○○会社

氏名 ⑩

担当部課名 ○○部○○課

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

下記の者について、平成29年4月から平成29年9月までの住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所 登米市迫町佐沼字中江2-6-1

氏 名 登 米 太 郎

2 住宅手当支給状況

(1)又は(2)のいずれかに○印をつけてください。(2)の場合は支給金額もご記入ください。

(1)住宅手当の制度自体がない 又は 住宅手当支給制度はあるが対象者に支給していない

(2) 支給している 又は 支給していた

平成29年	支給金額	平成29年	支給金額
4月分	25,000円	7月分	25,000円
5月分	25,000円	8月分	25,000円
6月分	25,000円	9月分	25,000円

(注意事項)

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給するすべての手当等の月額です。
- 2 法人の場合は社印又は所属長印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 3 申請者は住宅手当支給の有無にかかわらずこの証明書を提出してください。申請者以外の人であっても当該賃貸住宅に対して住宅手当が支給されている場合は、この証明書が必要です。

6. 登米市住まいサポート事業補助金交付要綱

登米市住まいサポート事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第119号

(趣旨)

第1条 この告示は、移住・定住人口を創出し、市の持続的な発展を図るため、市に移住・定住しようとする者に対し、予算の範囲内において登米市住まいサポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室、トイレ等を備えた建物をいう。
- (2) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。
- (3) 中古住宅 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は居住の用に供したことがあるものをいう。
- (4) 賃貸住宅 市営住宅、定住促進住宅等の公的賃貸住宅若しくは社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の共同住宅又は一戸建て住宅で建物の所有者との間で賃貸契約を締結して自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、3親等以内の親族が所有し、又は居住する住宅を除く。
- (5) 取得日 住宅を新たに建設した場合にあっては、登記簿へ登録した新築の日、住宅を購入した場合にあっては、売買契約を締結した日をいう。
- (6) 転入者 定住の意思をもって平成28年1月1日以後に本市に転入（転入した日から起算して過去1年間以上本市以外の市区町村に住所を有していた場合に限る。）し、市の住民基本台帳に記録された者で、その転入の日から起算して2年以内の者をいう。
- (7) 世帯責任者 住宅取得に係る経費若しくは住宅の賃借に係る経費を主として負担している者又は市長が認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、世帯責任者であって、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 平成28年4月1日以後に市内に住宅を新たに建設又は購入し入居した者であって、当該住宅に5年以上定住する意志を持つ者
- (2) 平成28年1月1日以後に賃貸住宅を賃借し入居した転入者であって、世帯責任者及びその配偶者のいずれかが転入の日（平成28年1月1日から平成29年3月31日までに転入した者にあつては平成28年4月1日）において40歳未満の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の補助対象者としなない。

- (1) 補助対象者若しくは同一の世帯に属する者が市税等の滞納者又は暴力団員である場合
- (2) 現に居住している市内の住宅を取り壊し、又はその住宅から全ての居住者が転居し、住宅を新たに建設又は購入した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとした場合
(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類、交付要件、補助率等は、別表第1に掲げるとおりとし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前条第1項第2号に規定する者が、別表第1に規定する住宅家賃補助金の交付期間内に市内に住宅を新たに建設又は購入したときは、当該住宅家賃補助金は住宅の取得日の属する月の前月分までを交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 別表第1に規定する住宅取得補助金の交付を受けようとする補助対象者は、取得日から起算して1年以内に登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 別表第1に規定する住宅家賃補助金の交付を受けようとする補助対象者は、前期（当該年度の4月から9月までをいう。）申請においては10月末日まで、後期（当該年度の10月から3月までをいう。）申請においては3月末日までに登米市住まいサポート事業補助金（住宅家賃補助金）交付申請書（様式第2号）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、登米市住まいサポート事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 住宅の取得日から5年以内に、生活の本拠を市外に移すこととなったとき又は住宅を売却若しくは譲渡したとき。
- (2) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めるとき。

2 前項第1号に該当する者で、やむを得ない特別の事由があると市長が認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第8条 この告示の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第4条関係)

区分	補助金の種類	補助金の交付要件	補助率等	補助限度額等
住宅の取得	住宅取得補助金	転入者が、取得費用の総額(土地代を除く。)が500万円以上の新築住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 80万円
		転入者が、取得費用の総額(土地代を除く。)が300万円以上の中古住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 60万円
		転入者以外の者が、取得費用の総額(土地代を除く。)が300万円以上の新築住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 30万円
		転入者以外の者が、取得費用の総額(土地代を除く。)が200万円以上の中古住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 20万
		住宅の新築工事及び購入の契約を市内業者(建設業法(昭和24年法律第100		

		号)に基づく建築業者で、市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主)と締結した場合		
		申請者の同居扶養親族に中学校卒業前、中等教育学校の前期課程終了前又は特別支援学校の中学部卒業前の者(以下「被扶養者」という。)がいる場合		被扶養者1人当たり5万円
住宅の賃借	住宅家賃補助金	賃貸住宅を賃借した場合	住宅手当相当額を控除した家賃月額 ¹ の2分の1	限度額 月額1万5,000円。ただし、24月を限度とする。

別表第2 (第5条関係)

補助金の種類	交付申請時添付書類
住宅取得補助金(新築住宅を取得した場合)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票謄本(続柄の記載されたもの) 2 世帯全員の戸籍の附表(転入者の場合) 3 住宅の登記事項証明書 4 土地の売買契約書の写し(借地の場合は賃貸借契約書の写し) 5 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し 6 住宅の平面図(建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し)及び位置図 7 世帯全員の市税の納税証明(未納の税額がないことの証明) 8 誓約書(様式第4号) 9 住宅の全景写真(1枚)
住宅取得補助金(中古住宅を取得した場合)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票謄本(続柄の記載されたもの) 2 世帯全員の戸籍の附表(転入者の場合) 3 土地の売買契約書の写し(借地の場合は土地賃貸借契約書の写し) 4 住宅の売買契約書の写し 5 住宅の平面図及び位置図 6 世帯全員の市税の納税証明(未納の税額がないことの証明) 7 誓約書(様式第4号)

	8 住宅の全景写真（1枚）
住宅家賃補助金	1 住民票謄本（続柄の記載されたもの） 2 世帯全員の戸籍の附表 3 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し 4 家賃を支払ったことを証明する書類 5 賃貸住宅の位置図 6 世帯全員の市税の納税証明（未納の税額がないことの証明） 7 誓約書（様式第4号） 8 住宅手当支給証明書（様式第5号） 9 賃貸住宅の全景写真（1枚）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

【問合せ・書類提出先】

登米市企画部企画政策課移住・定住促進係

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電 話：0220-23-7331

FAX：0220-22-9164

電子メールアドレス：tome-life@city.tome.miyagi.jp